

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年2月28日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県土木部管理課長の実務内容（会議議事録、視察（県外出張に係る復命書など）、印押し決裁）などが分かる一切の書類。（平成15年度から17年度月）（平成18年度4月から2月まで）（随意契約関係及び旅費を除く）」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年4月13日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書のうち、平成18年度2月分（すなわち平成19年2月分）について、該当公文書を特定したうえ、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年5月18日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開催案内に係る公文書の開示があった第1回富山県入札契約適正化検討委員会について、さらに、当該委員会の議事録及び関係資料の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 第1回富山県入札契約適正化検討委員会の開催について新聞各社から報道されており、報道記者が知り得た情報の詳細を記録した公文書が存在していないとは考えられない。
- (2) 「第1回富山県入札契約適正化検討委員会の開催について」で案内した内容において、

目的・議題等に関する重要な会議記録文書や関係資料が不存在となれば同委員会が原則公開としている趣旨にも逆行し、同委員会の存在意義が疑われる。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象となった公文書は、「県土木部管理課長の実務内容（会議議事録、視察（県外出張に係る復命書など）、印押し決裁）などが分かる一切の書類。（平成15年度から17年度月）（平成18年度4月から2月まで）（随意契約関係及び旅費を除く）」であり、このうち、平成18年度2月分に係る公文書について部分開示決定を行ったものである。
- (2) 第1回富山県入札契約適正化検討委員会においては、委員長の選出のほか、入札及び契約に関する現状及び課題についての説明が中心であり、同委員会は公開で行われていることから、その内容が報道機関により概ね報じられていたこともあり、議事録の作成は急を要するものではなく、開示請求のあった時点では当該議事録は作成されていなかった。したがって、本件処分の対象となる公文書に該当せず、当該委員会に係る公文書については開示請求のあった時点で保有していた開催案内文に係る公文書である「第1回富山県入札契約適正化検討委員会の開催について」のみを開示したものである。

なお、当該委員会の審議の概要は、平成19年5月に富山県ホームページに掲載している。

- (3) 当該委員会の会議資料に係る公文書については、本件対象公文書とは異なる決裁区分のものや平成18年度2月分以外の決裁時期のものであることから、本件処分の対象となる公文書に該当しなかったものである。

なお、本件異議申立てのあった平成19年4月19日に、異議申立人に対して、「第1回入札契約適正化検討委員会に関する会議資料」等として開示請求されれば、求めに応じることができる旨を教示したが、その旨の開示請求はなされなかった。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、「県土木部管理課長の実務内容（会議議事録、視察（県外出張に係る復命書など）、印押し決裁）などが分かる一切の書類」について本件開示請求を行った。これに対し、実施機関は、本件対象公文書のうち、平成18年度2月（すなわち平成19年2月）に管理課長が決裁した公文書を対象にして本件処分を行った。

異議申立人は、異議申立書において、第1回富山県入札契約適正化検討委員会の開催案内に係る公文書の開示を受けたが、本件処分によって開示されなかった同委員会の議事録及び会議資料の不存在は考えられないとして、同委員会に係る管理課長が決裁した資料全ての開示を求めている。

よって、異議申立人が本件処分の対象となる公文書であると主張している議事録及び会議

資料について、その該当性の有無について検討する。

2 本件処分の対象となる公文書について

条例第2条第2項において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

まず、議事録について、審査会において作成時期を確認したところ、それが平成19年4月以降に作成されたものであると認められた。そもそも、公文書の開示は実施機関が保有する限度においてこれを開示すれば足りるのであるから、議事録は平成19年2月に管理課長が決裁した公文書には該当しない。

また、富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）第2条第1号において、決裁とは「知事の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。」とされ、事務の重要性等に応じて、担当部長又は担当課長が決裁できることとされている。

審査会が会議資料の決裁の状況について確認したところ、平成19年2月に土木部長が決裁（主催者あいさつ文は平成19年1月に土木部長が決裁）したことが認められた。よって、会議資料が本件処分の対象となる公文書であるとする異議申立人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 その他

対象公文書を特定するためには、開示請求者と実施機関との双方の協力が必要不可欠であり、両者の間に十分な意思疎通が図られていれば、本件異議申立てのような争訟は避けられたのではないかと考える。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 5月18日	諮問書を受理
平成21年10月28日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年11月 6日	非開示理由説明書を受理
平成21年11月 9日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年11月12日 (第73回審査会)	審議
平成21年12月25日 (第74回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成22年 1月26日 (第75回審査会)	審議
平成22年 2月22日 (第76回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	